

平成 24 年

第 3 回大阪広域水道企業団議会  
(11 月定例会)

提出議案

(第 1 号議案～第 4 号議案)

(第 1 号報告～第 3 号報告)

## 目 次

第 1 号議案	平成 23 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分の件 . . . . .	1
第 2 号議案	大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに 布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例制定の件 . . . . .	2
第 3 号議案	大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件 . . . . .	5
第 4 号議案	大阪広域水道企業団暴力団排除条例一部改正の件 . . . . .	7
第 1 号報告	平成 23 年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件 . . . . .	8
第 2 号報告	平成 23 年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件 . . . . .	9
第 3 号報告	平成 23 年度決算に基づく資金不足比率報告の件 . . . . .	10

## 第 1 号議案

平成23年度大阪広域水道企業団工業用水道事業剰余金処分の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第2項の規定により、平成23年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業に係る未処分利益剰余金3,754,547,253円について全額を、減債積立金として積立てる。

平成24年11月13日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

## 第2号議案

大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例制定の件

大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例を次のように定める。

平成24年11月13日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

### 大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事並びに布設工事監督者及び水道技術管理者の資格に関する条例

(条例の目的)

第1条 この条例は、水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)

第31条において準用する法第12条第1項及び同条第2項並びに法第19条第3項の規定に基づき、技術上の監督業務を行わせなければならない水道の布設工事及びその工事の施行に関する技術上の監督業務を行う者(以下「布設工事監督者」という。)に必要な資格並びに水道技術管理者に必要な資格について定めるものとする。

(布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事)

第2条 法第31条において準用する法第12条第1項に規定する条例で定める水道の布設工事は、法第3条第10項に規定する水道の布設工事とする。

(布設工事監督者の資格)

第3条 法第31条において準用する法第12条第2項に規定する条例で定める資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(短期大学を除く。以下同じ。)の土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学又は水道工学に関する学科目を修めて卒業した後、2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (2) 学校教育法による大学の土木工学科又はこれに相当する課程において、衛生工学及び水道工学に関する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

- (3) 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 10年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 第1号又は第2号に規定する卒業をした者であって、学校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者については1年以上、第2号の卒業者については2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (7) 外国の学校において、第1号若しくは第2号に規定する課程及び学科目又は第3号若しくは第4号に規定する課程に相当する課程又は学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (8) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

（水道技術管理者の資格）

第4条 法第31条において準用する法第19条第3項に規定する条例で定める資格を有する者は、次のとおりとする。

- (1) 前条の規定により布設工事監督者たる資格を有する者
- (2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号の規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (3) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者につい

- ては9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (5) 外国の学校において、第2号に規定する学科目又は前号に規定する学科目に相当する学科目を、それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後、それぞれ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者
- (6) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う水道の管理に関する講習の課程を修了した者

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第 3 号 議 案

大阪広域水道企業団附属機関条例一部改正の件

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年11月13日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団附属機関条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団附属機関条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前															
<p>(趣旨)</p> <p><u>第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が設置する附属機関について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項、第202条の3第1項及び第203条の2第4項の規定に基づき、その設置、担任する事務、委員その他の構成員（以下「委員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(設置)</p> <p><u>第2条 企業団が設置する企業長の附属機関は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪広域水道企業団退職手当審査会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会</td> <td>企業団が実施する水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評</td> </tr> </tbody> </table>		名称	担任する事務	(略)	(略)	大阪広域水道企業団退職手当審査会	(略)	大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	企業団が実施する水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評	<p>(設置)</p> <p><u>第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、大阪広域水道企業団（以下「企業団」という。）が設置する企業長の附属機関は、次のとおりとする。</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>大阪広域水道企業団退職手当審査会</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		名称	担任する事務	(略)	(略)	大阪広域水道企業団退職手当審査会	(略)
名称	担任する事務																
(略)	(略)																
大阪広域水道企業団退職手当審査会	(略)																
大阪広域水道企業団経営・事業等評価委員会	企業団が実施する水道事業及び工業用水道事業の経営状況並びに建設事業の必要性及び効果等の評																
名称	担任する事務																
(略)	(略)																
大阪広域水道企業団退職手当審査会	(略)																

<p>大阪広域水道企業団総合評価等入札・契約制度評価委員会</p>	<p>価に関する事務  <u>企業団における入札契約制度、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準等及び公募型入札契約制度についての調査審議に関する事務</u></p>		
<p><u>(報酬)</u>  <u>第3条 委員等の報酬の額は、日額10,400円を超えない範囲内において、企業長が定める額とする。</u>  <u>2 前項の報酬は、出席日数に応じて、その都度支給する。</u>  <u>3 委員等のうち企業団の経済に属する常勤の職員である者に対しては、報酬を支給しない。</u></p> <p><u>(費用弁償)</u>  <u>第4条 委員等の費用弁償の額は、企業長が定める企業団に勤務する一般職に属する職員に対して支給する旅費の額相当額とする。</u>  <u>2 前項の費用弁償の支給についての路程は、住所地の市町村から起算する。</u>  <u>3 前2項の規定にかかわらず、委員等のうち企業団の経済に属する常勤の職員である者の費用弁償の額は、その者が当該職員として公務のため旅行した場合に支給される旅費相当額とする。</u></p> <p><u>(支給方法)</u>  <u>第5条 委員等の報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については、常勤の職員の例による。</u></p> <p><u>(委任)</u>  <u>第6条 この条例に定めるもののほか、企業団が設置する企業長の附属機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他附属機関に関し必要な事項は、企業長が定める。</u></p>		<p><u>(委任)</u>  <u>第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、企業団が設置する企業長の附属機関の組織、委員その他構成員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法その他附属機関に関し必要な事項は、企業長が定める。</u></p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



第 4 号 議 案

大阪広域水道企業団暴力団排除条例一部改正の件

大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年11月13日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団条例第 号

大阪広域水道企業団暴力団排除条例の一部を改正する条例

大阪広域水道企業団暴力団排除条例（平成23年大阪広域水道企業団条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(企業団の責務) 第4条 企業団は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、府、市町村、 <u>法第32条の3第1項</u> の規定により公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けたものその他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体、住民及び事業者と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有する。	(企業団の責務) 第4条 企業団は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、府、市町村、 <u>法第32条の2第1項</u> の規定により公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けたものその他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体、住民及び事業者と連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を実施する責務を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 第1号報告

平成23年度大阪広域水道企業団水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成23年度の大阪広域水道企業団水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

平成24年11月13日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

## 第 2 号 報 告

平成23年度大阪広域水道企業団工業用水道事業会計決算報告の件

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、平成23年度の大阪広域水道企業団工業用水道事業会計の決算を別冊のとおり報告する。

平成24年11月13日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

### 第3号報告

#### 平成23年度決算に基づく資金不足比率報告の件

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく資金不足比率を監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

平成24年11月13日提出

大阪広域水道企業団  
企業長 竹山 修身

#### 1 資金不足比率

会計名	数値 (パーセント)	経営健全化基準 (パーセント)
大阪広域水道企業団水道事業会計	—	20
大阪広域水道企業団工業用水道事業会計	—	

備考 「水道事業会計」、「工業用水道事業会計」とともに資金不足額がないため、「—」と表記している。

#### 2 監査委員の意見 別紙のとおり